

警務甲達第14号
警情甲達第10号
平成22年3月24日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

人事管理総合システムの運用要領の制定について

人事管理総合システムの運用については、人事管理総合システムの運用要領の制定について（平成19年警務甲達第19号。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであるが、警察職員情報総合管理システム運用要綱の制定に伴い、別添のとおり「人事管理総合システム運用要領」を見直し、平成22年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は、廃止する。

別添

人事管理総合システム運用要領

第1 目的

福井県警察職員の人事評定に関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第22号。以下「訓令」という。）第10条に定める人事管理総合システムの運用要領に関し、福井県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第9号。以下「運用訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 情報セキュリティ

情報セキュリティについては、福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第3号）による。

第3 障害時の措置

運用管理者は、人事管理総合システムに障害を認めたときは、本部の警務課長と相互に緊密な連携をとり、適切な措置を取るものとする。この場合において、人事管理総合システムの使用は、障害の回復をもって行うものとする。

第4 人事管理総合システムの業務内容

1 異動希望情報の登録

- (1) 人事異動における警察職員本人の異動希望の登録を行う。
- (2) 人事異動における部下職員の異動希望所見の登録を行う。

2 目標等の登録

- (1) 実績評価における目標管理に関する登録を行う。
- (2) 実績評価における目標の達成結果の自己評価及び目標以外の定型業務の推進結果の自己申告の登録を行う。

3 評価等の登録

- (1) 資質評価、能力評価及び実績評価の登録を行う。
- (2) 総合評定の登録を行う。
- (3) 人事評定における所見の登録を行う。